

平成 22 年度・税制改正に関する建議書

平成 21 年 6 月 25 日

日本税理士会連合会

はじめに

税理士法では、日本税理士会連合会及び税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができると規定されており、わが会では、この規定に基づき、税制改正に関する建議書を毎年取りまとめている。

税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが税理士の使命であり、税理士会の意見表明は、この税理士の使命に基づく国民的要請又は義務であると理解される。したがって、この建議書は、単に減税だけを求めるものではなく、次の「税制に対する基本的な視点」に立った税制の実現を希求するとともに、日常の税理士業務において納税者と接している専門家の立場から税務行政に関しても提言を行っており、公平かつ合理的な税制の確立と申告納税制度の維持・発展を目指すためのものである。

昨年度においては、役員給与の業績悪化改定の取扱いが明確にされ、また、所有権移転外ファイナンスリース取引に係る賃借人の仕入税額控除の取扱いが示された。いずれも建議書に基づいて税務官公署と税理士会が協議し実現した項目であり、税理士会の建議は重要性が増してきていると言える。

また今年度から、従来の税制改正建議項目とは別に、中期的な視点に立って継続して検討すべき項目について基本的な考え方を示すこととした。特にこれらについては、税制当局が将来の税制を企画するに当たり、税理士会が意見を述べる場が持たれることを望むものである。

税制に対する基本的な視点

日本税理士会連合会の税制改正建議に当たっては、税務に関する専門家として納税者の立場に立ち、次のような5つの視点を基本に置いている。

(1) 公平な税負担

公平な税負担は、税制を考える上で最も基本的な視点であり、納税者が負担能力に応じて分かち合うという意味である。また、公平には、水平的公平、垂直的公平とともに世代間の公平があり、それらが相互に補完し合うバランスのとれた税制を構築していく必要がある。

(2) 理解と納得のできる税制

わが国の国税のほとんどは申告納税方式によって税が確定し、賦課課税方式による個人住民税なども所得税の確定申告を基礎としている。申告納税制度は納税者による税の自己賦課であるので、租税制度は納税者が理解できるものであり、また、その目的や内容についても納得できるものである必要がある。

(3) 必要最小限の事務負担

租税収入に係る費用は、税務行政側側の費用だけでなく納税者側の事務費用も併せて認識されるべきであり、過度の負担を納税者に強いることは避けなければならない。

(4) 時代に適合する税制

税制には、納税者の経済活動における選択を極力歪めないよう中立であることが求められるが、一方では財政や経済とも密接な関係を有している。経済社会の構造変化に応じて税制

が適切に対応していかなければ、新たな不公平が生じるなどの弊害を招くことになる。したがって、税制を常に時代に適合するものとすべく、その見直しを継続しなければならない。

(5) 透明な税務行政

透明な税務行政は、公平な税負担の確保と申告納税制度を維持発展させるためには必要不可欠であり、納税者から更なる信頼を得るための施策を行っていく努力が求められる。

税制改正建議項目

1. 高額給与所得者の給与所得控除額については、一定の限度額を定めること。

現在の給与所得控除額は上限なく比例的に認められているが、一定額以上の高額な給与収入の場合、限界的に増加した部分の収入について経費が比例的に増加するとは必ずしも言えず、実態を反映しているとは考えられない。したがって、一定額以上の高額な給与収入については、給与所得控除額に限度額を定めるべきである。

2. 勤続1年当たりの退職所得控除額を勤続年数に関係なく一定額とするとともに、退職所得の2分の1課税方式を改め、勤続年数に応じた方式に変更すること。

勤労者のライフスタイルや就労形態は多様化しており、日本の雇用慣行としての終身雇用制度は大きく変化している。また、退職金の代わりに給料や賞与を増額している企業もある。こうした就労期間や支給形態の変化に対して現行の退職所得の課税制度は十分に対応していない。

退職所得控除額は就労期間による課税上の差を解消するために勤続1年当たりの控除額は一定とし、税額計算については、退職金が給与の一括後払いである点などを考慮し、次の方式によるべきである。

$$\{(\text{退職所得の収入金額} - \text{退職所得控除額}) / \text{勤続年数}\} \times \text{税率} = (A)$$

$$(A) \times \text{勤続年数} = \text{退職所得に係る税額}$$

3. 給与所得者に対する課税方式を次のとおり改正すること。

(1) 給与所得者に対する課税については、年末調整と確定申告との選択制とすること。

(2) 特定支出控除を拡充し給与所得者が確定申告を行う機会を増やすこと。

給与所得者の納税者意識の向上及び個人のプライバシー保護の観点から、給与所得者が年末調整と確定申告を選択できるような環境を整備するとともに、勤務費用の概算控除としての給与所得控除額の見直しと併せて、特定支出控除の対象範囲を大幅に拡充すべきである。

4. 土地建物等の分離課税の譲渡所得について、課税方式を累進税率による「所有期間を考慮したN分N乗方式」とし、総合課税所得との損益通算を行うこと。

土地等の譲渡所得に対する課税は他の所得と分離して行われているが、保有期間中のキャピタルゲイン課税を平準化する必要はあるものの、低率の単一税率によることは所得の再分配の観点からは必ずしも適当とは言えない。また、土地等の譲渡損失と他の所得、譲渡益と他の損失について損益通算が認められていないため、担税力のない部分に対しても課税されている。このため、事業用土地と事業収益は一体のものであるにもかかわらず、事業所得の損失額を事業用土地の売却で補う場合には損益通算規制のため資金繰りに支障が生じる。

累進税率によるN分N乗方式において損益通算を適用しても、累進税率適用所得と比例税率適用所得との損益通算のような課税上の弊害は少ないと考えられる。

5. 居住用財産の譲渡損失については、住宅借入金等の有無にかかわらず、損益通算及び繰越控除を認めること。

長期所有の居住用財産の譲渡損失については損益通算の特例が設けられており、その要件は、住宅借入金等により居住用財産を買い換えるか、買換えをしない場合には譲渡代金を上回る住宅借入金等の残債があることである。そのため、住宅を自己資金で購入した者と住宅ローンで購入した者、また、住宅ローンを既に返済した者とそうでない者との間には、住宅の売却時に税負担面での不公平が生じる。住宅借入金等による買換えや住宅借入金等の残高などの要件を撤廃すべきである。

6. 居住用家屋を建て替えて引き続き居住している場合には、その敷地の所有期間により、居住用財産を譲渡した場合の軽減税率の特例の適用を判定すること。

長期間にわたり同じ敷地に居住しているにもかかわらず、老朽化等により家屋を建て替えた場合に軽減税率の特例の適用がないのは不合理であるため、建替え後も引き続き同じ所に居住することを条件に軽減税率の特例の適用を認めるべきである。

7. 生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合にも、その医療費の金額を医療費控除の対象とすること。

医療費控除は、本人分の医療費のほか生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費が対象とされている。しかし、最近は親と同一生計でないことも多く、その介護費用等については医療費控除の対象とならない。また、子供全員で親の医療費を負担した場合にも別生計である子の負担分は対象とならない。そこで、生計を一にしない親族に係る医療費を支払った場合であっても、少なくとも民法上の扶養義務があるとされる直系血族及び兄弟姉妹に係る医療費は対象とすべきである。

8. 少子化対策税制を講ずること。

少子高齢化が進む中、出生対策や子育て支援のための税制も必要であり、これらについては所得控除方式のほかに税額控除方式によることも検討すべきである。その際、家族世帯類型や就労形態が多様化していることから、複雑となっている人的控除について、公平・中立の観点を踏まえながら整理・合理化して簡素化を図る必要がある。

9. 少額減価償却資産の取得価額基準を引上げること。

少額減価償却資産の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産については 3 年間にわたって損金算入を行う一括償却資産制度がある。さらに、中小企業者に対しては、平成 22 年 3 月までの間、年間の損金算入金額の上限を 300 万円として取得価額 30 万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

しかし、税制の簡素化の観点から、これらの制度を統合して少額減価償却資産の取得価額基準を30万円未満とすべきである。

10. 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度を廃止すること。

平成18年度改正により導入された本制度は、例えば個人事業者が法人成りをした場合の課税ベースの剥落などへの対応を図るものであるとされている。その後、質疑応答事例等の公表により適用対象会社の範囲が明らかとなり、また、適用除外の基準所得金額の引上げにより適用割合が縮減された。しかし、会社から資金流出している部分に課税が行われることについては、中小企業者の理解と納得が十分に得られているとはいえない状態である。したがって、この制度は早急に廃止すべきである。

11. 交際費課税における交際費等の範囲を見直し、社会通念上必要な交際費等の支出は原則として損金算入するとともに、定額控除限度額内の10%課税制度は即時に廃止すること。

交際費であっても事業活動に必要なものは金額の多寡にかかわらず損金算入されるべきであり、金額基準などにより形式的に交際費等かどうかを判断すべきものではない。交際費等の範囲を見直し、例えば社会通念上必要とされる慶弔費等は交際費課税の対象外とするなど、本来の交際費課税の趣旨に即したものとすべきである。

12. 受取配当等は、全額を益金不算入とすること。

支払法人側で既に課税済みの配当等について受取法人側でも課税することは、二重課税となっているのは明らかであり、益金不算入割合を100%に引き上げるべきである。なお、受取配当等の益金不算入制度について、当初申告記載額要件を見直すべきである。

13. 同族会社等の行為計算の否認規定における「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を法令で明確にすること。

私法上有効であるが不自然・不合理な行為で主として租税軽減を目的に行われるものに対処するため、また、個別立法による租税回避行為の規制は機動的でなく単発的となるため、このような包括的な租税回避行為の否認規定が置かれている。しかし、この規定は課税要件が明確化されているとは言えず、納税者は常に不安定な状況に置かれることになる。

そこで、この規定を適用する場合の課税庁における判断の恣意性を排除するため、法令において「不当な税負担の減少」の意義を明確にすべきであり、少なくとも具体例を示すべきである。

14. 消費税の仕入税額控除の「一括比例配分方式」は、いつでも「個別対応方式」に変更可能とすること。

一括比例配分方式は事務処理能力の不足を補うための制度であり、同方式の2年間の継続適用は、個別対応方式と交互に利用することの恣意性を排除する目的もある。しかし、個別

対応方式による控除税額は実際の仕入活動をより反映しており、恣意性の問題を指摘すべきものではない。最近では、経理事務の機械化により個別対応方式適用の環境も整いやすいため、要件さえ整えばいつでも個別対応方式への変更ができるように改めるべきである。

15. 相続税の財産評価の基本的事項を法律本文で規定するとともに、評価額の決定手続を整備すること。

財産評価規定は課税標準を直接構成する重要なものであるにもかかわらず、一部のものを除いて「当該財産の取得の時ににおける時価」と規定されているだけであり、現実には財産評価基本通達による統一的な評価方法によることが圧倒的に多い。通達はもとより法令ではないので納税者は何ら拘束されるものではないが、これに反すれば更正処分を受けるため参考にせざるを得ない。また、特に相続税法における財産評価に関しては法令に具体的規定が存在しないために、通達があたかも法令のように作用している。さらに、通達の改廃は国会審議を経ないで行われる。財産評価通達のこのような現状を放置することは、憲法第 84 条に違反するおそれがないとは言えない。

したがって、変動する時価のすべてを法令に規定することは困難であろうが、少なくとも財産評価に関する基本的事項は法令において規定すべきである。

16. 取引相場のない株式等の評価の適正化を図ること。

- (1) 課税時期前 3 年以内に取得した土地建物等を通常の取引価額により評価する取扱いを廃止すること。
- (2) 評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債として認めるべきである。
- (3) 同族会社かどうかの判定に当たっての同族関係者の範囲を、配偶者、6 親等内血族及び 3 親等内姻族の範囲から、配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び 1 親等姻族に変更すべきである。

17. 相続税における更正の請求の理由に、相続により承継した保証債務の履行によって生じた求償権が行使不能になった場合を追加すること。

保証債務は、もともと被相続人が行った保証契約により発生したものであり、それ自体は債務ではないが、保証債務の履行は相続財産を減少させる性格のものであることから、相続開始後一定期間内に求償権の行使が不可能であると認められた場合には、相続税法の特例による更正の請求が認められるべきである。

18. 相続税の連帯納付義務制度を廃止すること。

連帯納付義務には、当初の申告時に納税義務者が連帯納付義務を十分に認識しておらず、また、共同相続人の納税義務の履行状況が分からないという問題がある。また、延納の許可を受けている場合には、行政庁が担保を徴収しているにもかかわらず、共同相続人は長期間にわたって連帯納付義務を負うことになる。

未分割財産がある場合などを除き、相続税の連帯納付義務は廃止すべきであり、少なくと

も一定の期間制限を設ける必要がある。また、延納の許可があった場合にはその時点で連帯納付義務を免除すべきである。

19. 小規模宅地等の課税価格の特例については、その小規模宅地等が未分割であっても、50%減額の適用を認めること。

小規模宅地等はまず被相続人の利用状況だけで判定され、小規模宅地等に該当すれば50%減額が適用され、さらに相続人等の取得者要件により特定居住用宅地等に該当すれば80%減額が適用される。しかし、申告期限までに遺産が未分割である場合には、取得者要件のある80%減額はもちろん、取得者要件が不要である50%減額も適用されないため、相続人はいったん相続税を納付し更正の請求をしなければならない。

納税者の資金的な負担に配慮し、小規模宅地等の課税価格の特例は、未分割であっても50%の減額を適用し当初申告を行うことができるとすべきである。

20. 印紙税の課税文書の範囲を見直すこと。

印紙収入は年1兆円前後もあり重要な財源である。しかし、最近のIT化の進展などにより、必ずしも課税文書が作成されない場合も多くあり、同一内容のものであるにもかかわらず、課税か否かが分かれてしまい、課税の公平の観点からは問題がある。この際、時代に合わせ、課税文書の範囲の見直しが必要である。

21. 更正の請求をすることができる期間について、他の関連する規定とのバランスを考慮しつつ、その延長を行うこと。

課税庁が行う減額更正は法定申告期限から5年以内とされ、増額更正については除斥期間が3年又は5年以内とされている。一方、納税者から更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から1年以内である。この期間の差は、納税者は自らが把握しているものを申告するのに対して、課税庁が更正を行う場合には調査を行うとともに挙証責任があることによるとされている。このため、法定申告期限から1年を超え5年以内の期間については、課税庁からは減額更正ができるが、納税者からは「嘆願」という方法によってしか対応できない。嘆願は法的な救済措置ではなく、それを取り上げるか否かも課税庁の裁量とされる。

このような現状を解決するため更正の請求をすることができる期間を延長すべきである。

22. 税務行政の執行に関する手続規定を整備すること。

行政手続法では、税務調査における質問検査権について、同法第2章(申請に対する処分)、第3章(不利益処分)及び第4章(行政指導)の規定が適用除外とされている。また、国税通則法でも、行政手続法の同様の規定の適用が除外されている。行政手続法を適用除外とする理由は、国税通則法等において必要な範囲の手続を規定して完結した独自の手続体系を形成しているとされているからであり、決して税務行政の分野では手続法を必要としないということではない。税務行政手続についての行政手続法の適用除外については、再検討が必要

である。

また、税務行政の手續に関する規定を国税通則法において明文化し、申告納税制度の更なる発展を目指し、納税者の権利保護、税務行政の円滑な執行を図るべきである。

具体的には、国税通則法及び地方税法において、申告手續（申告書等の受理、補正）調査手續（調査の事前通知、調査の日時及び場所の変更、調査の対象及び調査理由の開示等、第三者に対する調査の制限、調査に関する教示、不必要な調査に対する制限、調査の場所及び調査時間の制限、税務職員に対する忌避の申立てとその処分、特定職業人の守秘義務の尊重、帳簿その他の物件の預かり、調査における納税義務者等及び第三者のプライバシーの保護、調査記録の閲覧及び謄写、調査終了の通知書）処分手續（申請等に対する処分手續、更正又は決定若しくは申請に対する拒否等の処分と弁明の機会・理由附記、不服申立て等の教示）苦情申立ての処理手續、納税義務者の代理人選任権、行政指導の内容、通達の制定及び改廃の手續（日本税理士会連合会との協議等を含む。）とその公開などについての規定を設けるべきである。

23. 電子申告について統一的な運用を図ること。

個人の場合の電子申告は所得税と住民税の申告が同時に完結するが、法人については、国税庁、都道府県、政令指定都市及び一部の市町村に対して、それぞれに対応しなければならない。今後、一層の電子申告の普及を図るには、国とすべての地方自治体が統一的な運用を行うことが必要である。また、納税者利便を図るためには、電子納税についても電子申告との一体的運用を行うべきであり、国税のダイレクト方式電子納税に続き、地方税についても同様の措置が講じられることが必要である。

24. 重加算税の賦課決定通知書には、その理由を附記すること。

国税庁の事務運営指針では、重加算税の課税要件である「事実の隠ぺい」、「仮装」について理論的な定義付けがされておらず、重加算税の賦課対象となる行為の例示だけがされている。

申告納税制度の趣旨に鑑み、他の理由附記制度と同様に、税務行政における透明性の確保と納税者への便宜のために、少なくとも継続して適正な記帳を行っている青色申告者に対する重加算税の賦課決定通知書には、その賦課決定の理由を附記することを義務付けるべきである。

25. 中小法人に対する事業税の外形標準課税の導入は時期尚早である。

外形標準課税は当面は資本金が1億円を超える法人だけが対象とされているが、課税上の問題や執行上の課題など解決すべき事項も多いと考えられる。さらに、中小法人は大法人に比べて欠損法人の割合が大きく担税力にも乏しいことなどを考慮すると、中小法人に対しても外形標準課税を導入することは時期尚早である。

26. 個人住民税の退職所得の課税方式を前年所得課税主義に基づく分離課税方式とすること。

住民税の所得割は前年課税主義を採用しているが、退職所得については退職後の納税者の税負担感を緩和するために現年所得課税主義に基づく源泉分離課税方式を採用している。しかし、この方式では同一年に生じた所得が住民税の課税上2年度に分かれてしまい、納税者にとって理解しにくい。また、退職所得について住民税の所得控除の適用が受けられない場合もある。

したがって、退職所得についても他の所得と同一年分での分離課税方式とすべきである。

中期的な視点からの検討課題

第 171 回国会で成立した所得税法等の一部を改正する法律の附則第 104 条では、平成 23 年度までに税制の抜本的な改革に係る法制上の措置を講ずるとし、併せていくつかの基本的方向性が示された。日本税理士会連合会は、将来の税制の抜本的な改革に向けての中期的な視点から、以下の項目について検討を行っている。税制改正建議に併せて、これらの項目について現時点における基本的な考え方や問題意識について、意見を表明するものである。

1. 法人税の課税ベース拡大と税率引下げについて

(1) 法人課税と会計基準の動向

法人課税の今後の基本的方向性について、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討するとされている。

また一方、会計基準を巡る動向として、国際財務報告基準(IFRS)の適用が世界に広がりつつある。企業会計審議会・企画調整部会は、「今後のコンバージェンスを確実にするための実務上の工夫として、連結財務諸表と個別財務諸表の関係を少し緩め、連結財務諸表に係る会計基準については、情報提供機能の強化及び国際的な比較可能性の向上の観点から、我が国固有の商慣行や伝統的な会計実務に関連の深い個別財務諸表に先行して機動的に改訂する考え方(いわゆる「連結先行」の考え方)で対応していくことが考えられる。」としている。また、経済産業省の企業税制改革に関する研究会でも、「会計の国際的コンバージェンスの進展次第では税制との調整が困難となることも想定されるので、中小企業・非上場企業への影響には配慮して、当面は確定決算主義・申告調整方式を基本としながら、連結先行方式を採用することの是非などを検討することが必要」としている。

(2) 確定決算主義

確定決算主義の意義は、会社の会計処理が適正な会計基準に従ったものであり法人税法上も許容できるものである限り、税務計算もそれに拘束され申告調整が認められないことにあり、損金経理要件と密接に関連している。したがって、会計基準と税制とは密接な関係にある。そのため、会計基準の見直しが行われるたびに税法と会計の調整が問題となり、会計基準の改正は直接的に法人税制に影響する。しかし、今後、個々の会計基準が改正されるたびに、必ず税制と会計の調和が図られるという保証はなく、また、会計が法人税法に多大の影響を与えということも合理的ではない。特に IFRS の場合、各国の税制とは関係なく独自に策定されるので、海外企業の会計が日本の会計基準となり税制に直結してしまうということが最大の問題である。

確定決算基準には、財務諸表を単一化するという「便宜性」、減価償却など法人の内部取引の処理の確認が容易になり、申告調整による課税所得の減額を防止できるという課税の「安定性」及び企業利益と課税所得を有機的に結びつけることによる申告の「真実性」の確保といった機能がある。

確定決算主義を廃止した場合には、企業会計とは別の税務計算上の企業利益を算定する必要が生じ、結果として、帳簿の作成や決算・申告事務の煩雑化を招くことになりかねない。このようなことは、納税者に対して過度な事務負担を求めることになる。また、減価償却費の計上や引当金の繰入れ・取崩し等の企業の内部取引について申告調整を認めると、決算書においては多額の利益を計上しつつも、申告所得は少額となるような事態も発生することが予想される。このような処理が認められると、企業会計の健全さが損なわれる危険性も考えられる。

このような観点から、確定決算主義は維持されることが適当であり、仮に部分的な申告調整を導入するとしても、確定決算主義の維持を前提にして最小限にとどめるべきである。

(3) 課税ベース拡大のあり方について

今後の法人税の課税ベース拡大を考えた場合、損金算入時期や収益計上時期などについて見直すべき項目はほとんどないため、損金算入額の範囲の見直しも予想される。例えば、経費概念の厳格化などの制限損金項目の設定や損金算入限度額の引下げなどである。また、租税特別措置法の整理・合理化も課税ベースの拡大に資するものと考えられる。

このうちの経費概念の厳格化に関しては、福利厚生費などのFRINGE・ベネフィットに課税すべきであるとの意見もあるが、受給者に課税するためには課税技術上の問題があり、また、支給者側で代替的に課税する場合には、支給者が国等である場合には課税されないという問題がある。また、企業にとって社外に流出しているものに課税することは、交際費課税の場合と同様に、結果として配当可能利益を浸食しているものに対して課税することになるので、特に留意すべきである。

次に、法人税収を変えないという立場で課税ベース拡大と税率引下げが同時に行われた場合、多額の所得金額を計上している法人については、課税ベースの拡大と税率引下げの両方の効果が及ぶことになる。しかし、中小企業の多くは欠損法人であるという実態に照らすと、課税ベース拡大後も欠損法人である場合には税率引下げの効果は及ばず、さらに、課税ベース拡大により所得金額がマイナスからプラスに転じた場合には増税の影響しか受けないことになる。このような観点から、課税ベース拡大の検討に当たっては、結果として中小企業への増税とならないような配慮が必要である。

会計基準と税制の関係を考慮しながら、課税ベースの拡大については慎重に検討を行っていく必要がある。その際、企業会計とは別に税務上の利益を算定するための帳簿作成や申告事務など企業での事務負担が増大し複雑な税制になるという問題を十分考慮しなければならない。

2 . 消費税の改正について

消費税は、その税率水準を1%引き上げるだけで約2.5兆円もの税収を生み出すものであり、高齢社会における財源として注目されている。しかし、それは国民全体が負うものであり、税率引上げは、歳出の見直しや行政の合理化、税体系全体のあり方について慎重かつ十分な検討を行

い、国民の理解を得た上で行う必要がある。

まず、税率の引上げは逆進性を増幅させることになるため、特定の品目には軽減税率を適用すべきであるという意見がある。一方、軽減税率導入すなわち複数税率化は、特定の物品やサービスに対する恩典を与えることになり政治的恣意性の介入に繋がり、かつての物品税と同様の不公平が生じるという意見もある。さらに、税率軽減の減収分が標準税率に転嫁されることや、納税義務者の事務負担が増大するなどの問題もある。また、逆進性の排除のために、年収が一定以下の者に生活必需品等に係る消費税相当額を所得税において還付するという案も提唱されている。

このように、税率引上げと逆進性緩和は一体として議論される。しかし、消費税の税率構造を検討するに当たり、多くの軽減税率を持つ EU においては税率構造の簡素化のための努力が行われてきたことや、IMF が日本の消費税を最も良くデザインされた付加価値税制と評していることも忘れてはならない。

次に、仮に軽減税率が導入された場合の仕入税額控除方式としてインボイス方式が検討されている。しかし、インボイス（税額が記載された請求書等）に記載された税額の合計という事務負担も考慮すべきであり、積上計算を検証するためには消費税の帳簿記載も不可欠となる。インボイス方式だから税額計算が簡単になるという保証はない。さらに、免税事業者が取引から排除されるという問題もある。

消費税率引上げの際の税率構造と仕入税額控除方式については、さらなる慎重な議論が必要であり、少なくとも当面は単一税率を維持すべきである。

3 . 納税者番号制度の導入について

年金、医療及び介護サービスの給付と負担を一元的に管理し、国民一人ひとりが自分の保険料の納付状況等を簡単に把握できるようにするなど、各種の社会保障制度を制度横断的に規律するために社会保障番号の導入が検討されている。また、納税者番号制度や社会保障と国税を併せた番号制度を検討すべきとの意見もある。

一方、納税者番号制度は、法人や個人事業者の所得金額までの把握はできないものの、課税漏れのない適正な申告などの実現に寄与し、その牽制効果は間接的に申告水準の向上をもたらすと考えられている。その際の適正な課税と申告水準の向上は国民全体の利益であるとの見方もある。また、金融所得課税の一体化の観点からは、納税者番号制度は金融所得の正確な把握を行い適正な課税を担保するために必要であるとされている。

国民の利便に資するためには、金融所得課税だけではなく納税全般にわたる制度で、さらに社会保障や地方税も統一的に規律できるような制度が望ましい。このような番号制度は、社会システムを公平に運用し行政を効率化させる基礎的なインフラになると考えられ、例えば、公的年金しか所得を有しない高齢者について、年金の支払者において年末調整のような措置を講じることができれば、確定申告を不要とするなど納税手続の簡素化を図ることも考えられる。また、最近、提唱されている給付付き税額控除の具体的検討も可能となり、年金をはじめとする各種の社会保障の受給も公平に実施されることが可能となる。

しかしながら、納税者番号制度の導入に当たっては、まず情報保護制度をどのように構築するかが極めて重要な問題となる。現行の行政機関個人情報保護法では、相当な理由がある場合には個人情報の目的外利用の禁止が解除される場合もあり、また、税務に関する情報で一定のものは不開示情報とされている。少なくとも納税者番号により収集された法定調書などの税務情報は開示対象とし、本人による情報アクセスと情報訂正請求を認め、税務目的以外への利用は禁止しておくべきである。また、制度導入に当たっては、制度の仕組み、付番方式、付番機関など具体的な内容を示した上で、導入や維持に要する行政におけるコスト及び民間が負担するコストを試算し、費用対効果の面からも十分に検討する必要がある。